

# 秘密保持契約書

(NPO デューデリジェンスのご検討用)

〔会社名・団体名〕（以下「甲」という）と、コネクティブ合同会社（以下「乙」という）とは、乙が提供する NPO デューデリジェンス（以下「本サービス」という）の利用の検討（以下「本検討」という）に関し、相互に開示する情報の取扱いについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

本契約は、お申し込みの前のご検討の段階で、連携を考えている団体名や社内の方針などをお話いただく場合に交わすものです。本サービスをお申し込みいただいた後は、利用規約の秘密保持の定めが適用されます。

## 第 1 条（目的）

本契約は、本検討にあたり相手方から開示された秘密情報を守り、本検討以外の目的に使わないことを定める。

## 第 2 条（秘密情報）

1 「秘密情報」とは、本検討に関して、書面、電磁的記録、口頭その他の方法を問わず、相手方から開示された情報をいう。甲が開示する連携先の候補や社内の方針、乙が開示する調査の方法や報告書の様式を含む。

2 公知の情報、受領時に既に適法に保有していた情報、受領者の責めによらず公知となった情報、正当な第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報、受領者が独自に得たことを証明できる情報は、秘密情報に含まない。

## 第 3 条（秘密保持）

1 受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面または電磁的方法による承諾なく第三者に開示しない。ただし、本検討のために知る必要のある役員・従業員、および法令上の守秘義務を負う専門家に、必要な範囲で開示する場合を除く。

2 受領者は、秘密情報を本検討以外の目的に使用しない。

## 第 4 条（個人情報）

秘密情報に個人情報が含まれる場合、受領者は個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、適切に管理する。

## 第 5 条（返還・消去）

本検討が終わった場合または相手方から求められた場合、受領者は秘密情報（複製物を含む）を返還し、または消去する。

## 第 6 条（損害賠償）

受領者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、現実には生じた通常の損害を賠償する。

**第 7 条（反社会的勢力の排除）**

甲および乙は、自らおよびその役員が反社会的勢力に該当しないことを表明し確約する。違反した場合、相手方は催告なく本契約を解除できる。

**第 8 条（有効期間）**

1 本契約の有効期間は締結の日から 1 年間とする。ただし、甲が本サービスを申し込み、利用契約が成立した場合は、その日に終了し、以後は本サービスの利用規約の定めによる。

2 本契約が終了した後も、第 3 条から第 6 条までは 3 年間効力を有する。ただし、個人情報に関する義務は期間の定めなく存続する。

**第 9 条（準拠法・合意管轄）**

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する紛争は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的に作成し、甲乙が電子署名を行い各自保管する（書面による場合は 2 通作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する）。

年 月 日

| 甲                                      | 乙                                                       |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 住所：<br>会社名・団体名：<br>代表者または権限を有する方：<br>印 | 神奈川県横浜市青葉区美しが丘 1-13-10-107<br>コネクティブ合同会社<br>代表社員 鎌田 淳 印 |